

## ※ 仮納付書3枚目裏面記載事項 反則金の納付方法

### 反則金を納付するとき

納付書の住所、氏名欄に反則者の  
住居・氏名を記入してください。

お近くの銀行等か郵便局の窓口で  
納付してください。

※代理人の納付も可能です。

② 納付書・領収証書

〇年〇月〇日限り

納付期限欄に書いてある日までに納付し  
てください。受付時間は、次のとおりです。  
銀行 午前9時から午後3時まで  
信用金庫 午前9時から午後3時まで  
郵便局 午前9時から午後4時まで  
※納付期限・時間を過ぎますと受け付けてく  
れません。  
※土曜・日曜・祝日(休日)は、納付できません。

### 納付期限内に反則金を納付できなかった方

次のいずれかの措置を取っていただくこととなります。

- 1 指定日時に運転免許センター(埼玉県鴻巣市)3階の  
交通反則通告センター窓口  
に出頭していただき、納付書をお受け取りください。  
※交通反則通告センター窓口では現金の納付はできません。  
代理人可能(告知書・仮納付書・身分証明・印鑑必要)です。
- 2 出頭されなかった方は、後日、通告書・納付書が郵送される  
のをお待ちください。ただし、郵送(書留、配達証明を含む)料  
金として800円が加算されます。



### 今後の手続き

#### ○反則金を納めた場合

この交通反則事件は、手続きが終了し  
刑罰を受けることはありません。

#### ○納めなかった場合

刑事事件として、検察庁(少年は、  
家庭裁判所)に送致されることとな  
ります。

